

## 法人形態の比較

区 分	株式会社	合同会社	農事組合法人
目 的	商行為その他営利行為	商行為その他営利行為	協業により組合員の共同の利益増進
事 業	営利事業全般	営利事業全般	①機械や施設を設置して行う共同利用及び農作業の共同化 ②農業経営及び農業と併せ行う林業 ③上記附帯及び関連事業
構成員	①資格 制限なし ②人数 1人以上	①資格 制限なし ②人数 1人以上	①資格 農民等で定款に定める者 ②人数 3人以上
議決権	出資1株につき1票	全員一致 (定款で変更可)	出資口数に関係なく1人1票
役 員 機 関	○取締役会を置かない ・取締役1人以上。 ・取締役2人以上の場合の代表取締役は任意。  ○取締役会を置く ・取締役3人以上。 ・代表取締役は必須。 ・監査役1人以上必須。	原則として、各社員が業務執行の権利及び義務を負う。  定款で定めれば、一定の社員を業務執行社員とすることができる。	理事1人以上必須。(その法人の組合員であること)  監事は任意。(組合員でなくても可)
課 税	①法人税 ②事業税	①法人税 ②事業税	①法人税 ②事業税 (農地所有適格法人の要件を満たす農業に対しては非課税) ③従事分量配当を損金計上 (消費税課税仕入れ)